

独占禁止法違反に係る行政処分手続について  
- 司法制度改革推進本部に対する御説明用資料 -

公正取引委員会の行政処分 - 審判手続 -

公正取引委員会の行政処分（審決）は、原則として審判手続によって行われることとなっている。この審判手続は、次のような特徴を有している。

- ・ 審判の公開（独占禁止法53条）
- ・ 被審人等の防御（同法52条）

被審人は、事件について排除措置等が不当である理由を述べ、これを立証する資料を提出するほか、参考人等の審尋をするなどできる。

- ・ 証拠による事実認定（同法54条の3）

（審決では審判手続において取り調べた証拠のみによって事実を認定する。）

等

（参考）「審判手続は、・・・行政手続の中でも司法手続にかなり類似したものであり、当事者に告知、聴聞及び防御の機会を与えるという適正手続の保障の理念の充足を志向している・・・」（東京高裁平成6年2月判決）

審決取消訴訟に係る特則的扱い

行政処分（審決）に当たって、上記のような慎重な審判手続がとられることを踏まえて、公正取引委員会の行政処分（審決）の取消訴訟については、独占禁止法上次のような特則が定められている。

- ・ 東京高裁の専属管轄（同法85条）  
（東京高裁には特別の合議体が設けられる（同法87条）。）
- ・ 実質的証拠法則（同法80条）

公正取引委員会が認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

等

なお、公正取引委員会の職権行使の独立性にかんがみて、審決取消訴訟については、「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の適用が除外されている（同法第86条）。

行政訴訟検討に当たっての検討事項

行政訴訟検討会における御検討に当たっては、公正取引委員会の審判手続の存在及びこれに基づく審決取消訴訟に係る特則的扱い等について留意いただくことが必要。

個別論点については、現時点において検討を要する事項は別紙のとおり。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

平成 15 年 7 月 16 日  
公正取引委員会官房総務課

省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第 2 - 1 - ( 1 ) 被告適格の見直し
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現行法上、公正取引委員会の審決に対する取消訴訟は、公正取引委員会を被告としており（独占禁止法第 77 条）、かつ、当該訴訟に対しては「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」が適用されないこととなっている（同法第 88 条）。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項 にあるような個別法上の特則的扱いについて検討する必要がある。</p>	

	省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第 2 - 1 - ( 2 ) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>公正取引委員会の審決に係る訴訟について、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属するものとされており（独占禁止法第 8 5 条，第 8 6 条），かつ，これに対応して東京高等裁判所に特別の合議体が設けられている（同法第 8 7 条）。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項 にあるような個別法上の特則的扱いについて検討する必要がある。</p>		

	省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示	
<p>検討を要すると思われる事項</p> <p>教示対象が行政処分の相手方に限定されない場合、行政処分の相手方以外のものに対する教示方法について検討する必要がある。</p>		

		省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第2 - 2	審理を充実・迅速化させるための方策の整備	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現行法上、公正取引委員会の審決取消訴訟が提起された場合において、当該事件の記録が送付されることとなっている（独占禁止法第78条）。この当該事件の記録については、公正取引委員会における審判制度の存在を踏まえて、審判の開始決定以降審決までの間に作成された当該審判手続きに関する記録及び審判廷に提出された書類等と解されている（東京高裁昭和46年7月17日）</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項 にあるような個別法上の特則的扱いについて検討する必要がある。</p>			

省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現行法上、公正取引委員会の審判審決については、被審人において裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、当該審判審決が確定するまでその執行を免れることとなっている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>にあるような個別法上の特則的扱いについて検討する必要がある。さらに、課徴金納付命令等については、独占禁止法上の執行免除の特則が適用されないところ、行政訴訟制度の見直しに当たっては、これらの処分が執行停止等の仮の救済の対象とされるべきかどうかなどについて検討が必要となる。</p>	

		省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第 2 - 4 - ( 1 )	行政の作為の給付（義務付け）を求める訴え	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度及び検討を要すると思われる事項			
<p>独占禁止法第 4 5 条の規定は、公正取引委員会の審査手続開始の職権発動を促す端緒に関するものであって、報告者に具体的な権利を付与するものではないと解されている（最高裁昭和 4 7 年 1 1 月 1 6 日判決）ところ、このような報告者に義務付け訴訟を認めることは、同条の規定に基づく報告の性格に反するものと考えられる。また、仮に、法令に基づく申請権の認められないものに義務付け訴訟を認めるとすれば、独占禁止法に基づく民事上の差止請求訴訟（独占禁止法第 2 4 条）との関係（行政処分によらず自己の利益の回復を図ることができる場合）について検討する必要がある。</p>			

	省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2) 行政行為の差止めを求める訴え	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度及び検討を要すると思われる事項		
<p>公正取引委員会の行政処分（審決）は，審判手続を踏まえて行われる（勧告審決，審判審決を除く。）。審判手続については，対審構造が採られて被審人の防御権が確保され（独占禁止法第52条），証拠による事実認定が行われる（同法第54条の3）など準司法的手続としての性格が強いとされている（なお，審決取消訴訟は東京高等裁判所の専属管轄となっている。）。このような事前の審判手続が想定されている行政訴訟について，予防的差止請求訴訟を認める範囲を修正するに当たっては，こうした点に留意する必要がある。</p>		



		省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第 2 - 5 - ( 2 ) 及び ( 5 ) 取消訴訟の排他性等の見直し / 出訴期間の延長		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>審決取消訴訟の出訴期間は、審決の効力が生じた日から 30 日(不変期間)とされている。これは、審決が事業者の経済活動に与える影響にかんがみて、その早期確定の必要性が高いためであると解される。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項 にあるような個別法上の特則的扱いについて検討する必要がある。</p>			

		省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第 2 - 5 - ( 3 )	裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度及び検討を要すると思われる事項			
<p>本事項の具体的内容が不明確であるが、仮に、原案にあるとおり、裁判所が「特定の行政決定を行うことを命ずる」とした場合、そのような制度と独占禁止法違反行為の是正措置の内容を公正取引委員会に第一義的に委ねている同法の考え方（例えば、同法 8 2 条の規定に基づいて裁判所は審決の取消を行い、同法 8 3 条の規定に基づいて公正取引委員会に差し戻すこととされているなど）との関係について検討が必要となる。</p>			

	省庁名等	公正取引委員会
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度及び検討を要すると思われる事項		
<p>審決取消訴訟の原告適格についても同様に拡大される結果、審判手続に関与していないものが審決取消訴訟を提起することが想定される（例えば、勧告審決の相手方と取引する事業者等が当該勧告審決取消訴訟を提起するなど）。一般に、審決取消訴訟においては、審判手続の存在を前提として実質的証拠法則が認められている（同法第80条）などしているところいるところ、審判手続に関与していないものが提起した審決取消訴訟におけるこれらの規定の適用について検討が必要となる。また、勧告審決等の性格（行政処分の相手方の応諾の意思表示に基づく迅速な処理を図るとの趣旨と整合的かどうか）、審判手続の在り方（審判開始の申立人・参加人の範囲等）等についても検討が必要となる。</p>		

ご意見をいただく事項	第 2 - 8 - ( 3 )	省庁名等	公正取引委員会
<p data-bbox="272 416 1145 450">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="272 465 1366 882">行政事件訴訟法第 8 条ただし書きのいわゆる不服審査前置を定める立法の中には、原処分に対する取消しの訴えを認めず、当該処分についての審査請求に対する裁決の取消しの訴えしか許さないものもあり（裁決主義）、公正取引委員会の所管する景品表示法第 11 条 2 項も、不服申立前置及び裁決主義を定める規定である。公正取引委員会の審決は準司法的手続とされる審判手続を経て行われ、審決の取消しの訴えは、東京高等裁判所専属管轄となっており、当該訴訟においては実質的証拠法則が認められている。したがって、不服審査前置を認めないこととなると、審級の省略や実質的証拠法則を存続させることが不可能となる。</p> <p data-bbox="272 943 951 976">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="272 992 1366 1070">準司法手続で行われる行政審判制度と取消訴訟の関係について、行政審判制度の趣旨・目的等を十分に踏まえて検討することが必要である。</p>			